

秘密表示 (朱印)

秘
無期限

秘密指定解除
公文書監理室

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	乙	一	
付			
属			

発送日	昭和51年9月27日	
処理	昭和51年9月27日	
発信	タイプ	検査

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号 函北 第 1252 号 大 臣 官 房 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	公 信 口 付 明 和 昭和51年9月25日 主 管 アジア局長 次 長 参 事 官 北東アジア課長 首席事務官
起 案 昭 和 51 年 9 月 24 日 起 案 者 是松 電 話 番 号 2415	
協 議 先	
受 信 者 在 韓 国 大 使	発 信 者 外 務 大 臣
写 送 付 先 在 釜 山 總 領 事	(希 望 宛 送 口) 月 日
件 名 旧 軍 人 軍 属 等 朝 鮮 半 島 出 身 者 遺 骨 引 渡 し 問 題	

GA-2

25 150 外務省

回覧番号

電北第1252号
昭和51年9月25日

在大韓民国大使殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡しの問題

引用公・電信 ^{韓国、釜山宛}
日付・番号 電北台第2663号(51.9.23)

1. 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者の残置遺骨1,169柱のうち、
遺族が確認された26柱について、10月下旬引渡しのラインで
韓国側と打合せて来たこと、受領者側と調整の結果、9月24日
在日韓国大使館 趙弼善書記官 ^の 来訪を求め、北東アジア課
是松事務官より 引渡しの細部要領につき、次のとおり

(※印は文書課記入)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵便)

韓国側に申し入れ。

① 前回の引渡し(49年12月)の際、^{には}韓国政府より「今後
^{日本}旧軍人軍属として戦歿した者の遺族より韓国政府に付き、
 日本政府の保管する戦歿者の遺骨等を日本政府より引取
 ってもらいたい旨要請越北と云う。此らの者につき、^騰籍~~本~~
 及び住民票に基づき調査の結果、引渡の名義の者は、
 日本政府がも遺骨及至遺髪と保管している戦歿者の
 正当な遺族と認められたので、関係遺骨等の引渡~~口~~方
 要請する。韓国政府は、日本政府が受領した遺骨等と
 連かに当該遺族に引渡す」との趣旨の^{口上}書と~~書~~

[Redacted]

わが方(貴館)に^送出し、これに対しわが方(貴館)より
 「上記遺骨は、74年12月20日釜山において、韓国政府に
 引渡すにつき、連かに遺族に転達する旨要請する」との趣旨
^{口上}の~~書~~と韓国政府に^{付し送}出したところ、今回の引渡しに

^{おいて} [redacted]、前回と同様に、同趣旨の^{日付} [redacted] 書^を交換いたし。 [redacted]

なお上記文書の日付は、日韓両国とも、引渡(の前日(送)

^{する} [redacted] と [redacted]

(注) 前日国では、戸籍抄本等により申請者が正当な遺族であるかどうか、厚生省が直接確認していたところ、かかる作業が

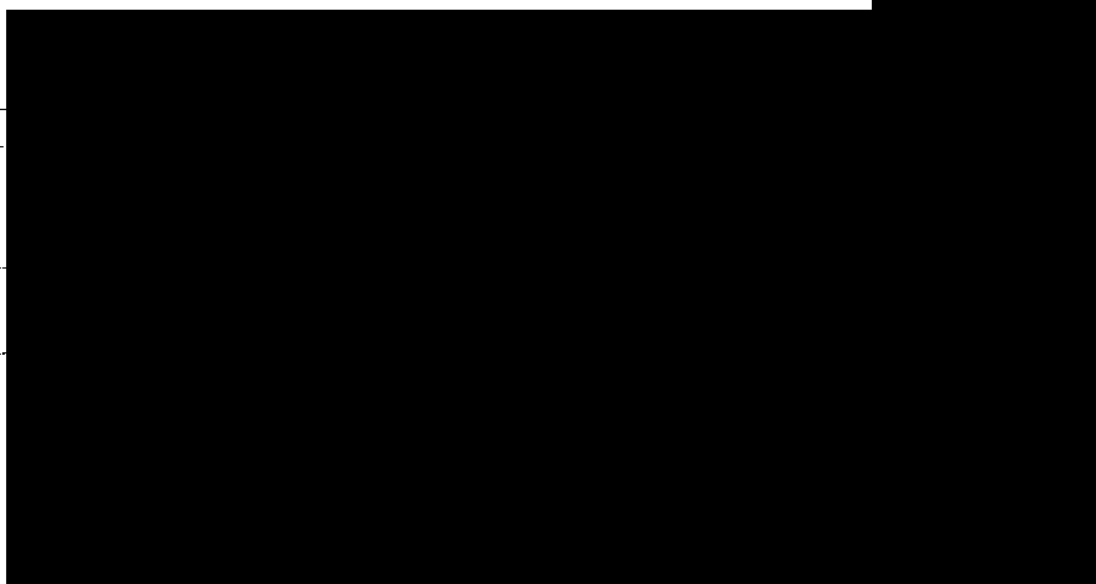
極めて煩瑣なこともあり、前回は韓国政府が戸籍抄本

及び住民票等による調査の上、正当な遺族であると^{認定}し、

厚生省においても韓国側より送付されたリストを厚生省

と照合チェックの上で、[redacted] 正当な遺族とみなす

^と [redacted] こと^と [redacted] した。しかしながら、かかる方式とは、場合 [redacted]



秘文

[REDACTED]

可能性が

の通りの口上書交換の方式をとることとする。

あることに鑑み、上記(1)

遺骨

(2) [REDACTED]の引渡いは、10月26日 対して10月28日のいずれか

韓国側の春分の良き日に行きたい。

(3) 遺骨の輸送は前回の要領に準じ、次の通り行きたい。

(イ) 遺骨は1柱づつ陶製の骨壺に入れ、この骨壺を

21cm×21cm×24cmの桐製の遺骨箱に納め箱には

故人の姓名を記入した紙を貼りつける。ダンボール箱

(43cm×43cm×50cm)に8個の遺骨箱と韓国各で

〇〇元壺と書いた8枚の包み布(帽子状のもの)を

入れ、このダンボール箱を白布で包み、輸送用の形とする。

(ロ) 羽田空港から福岡空港を由、金海空港まで

日本航空の定期便にて輸送する予定。なお受取者の

担当課長は [REDACTED] 係員2名、外務省の係員1名が

同行する予定

(4) 金海空港(釜山)における引渡(は、次のとおり)行なう。

(イ) 引渡(前後の行事)については、韓国側の計画により行

なう。その際、日本側引渡(責任者(厚労省担当課長))

は、韓国側受領責任者に対し、代表遺骨1柱及び2柱

の名簿を手渡す。なお遺骨は全て、ダンボール箱から出て

並べ替えるものとする。

(ロ)

(5) なお日本側の慰霊祭は、引渡の前日に行う

ラインで検討中である。

(6) ついては、(1)から(4)について韓国側の考えを承知した。

2. 貴方としては、今回の貴方の申し入れに対する韓国側の
の回答 receipt 以後、本件の準備取進めは、主として貴館を
通じて行うことになり、今後韓国側と語るべきは以下が別。

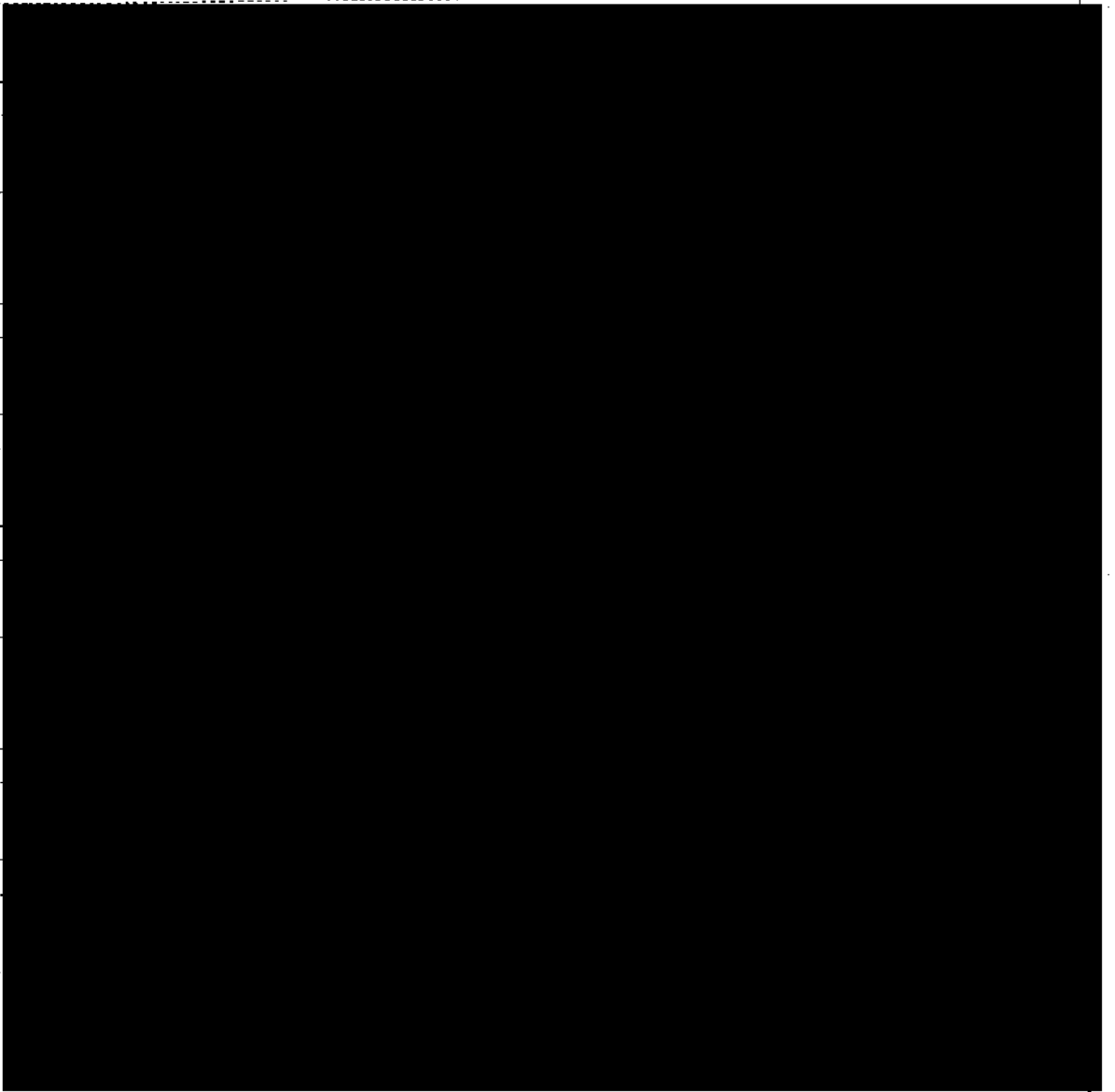
(1)

(注)

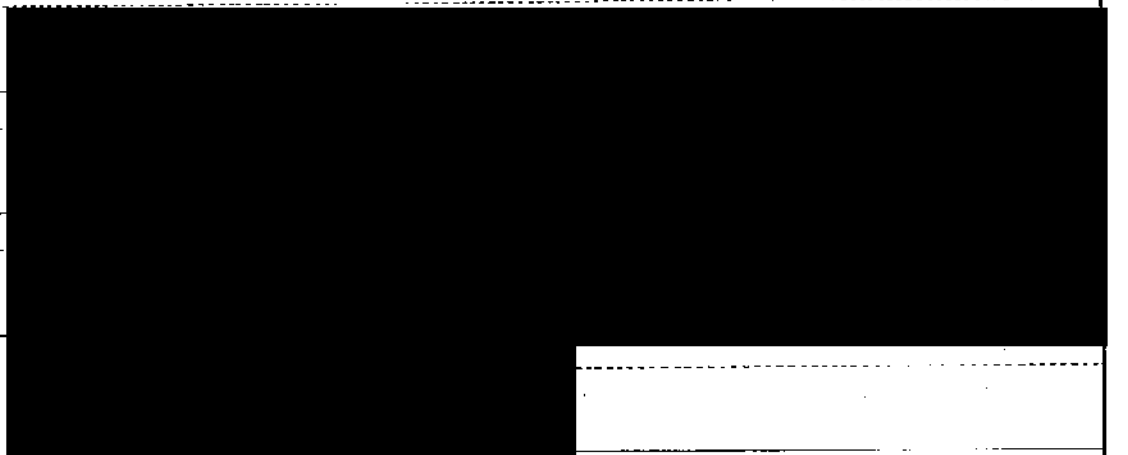
秘密指定解除

公文書監理室

秘 7



(2)



②) 前記1の ぬが方の申入れのう5. 持に(1)の口囁の

秋 8

交換にすれば、念のため韓国側にその趣旨につき確認

おかけたい。

本信写送付先 釜山